

# 韓国知的財産ニュース 2020年6月前期

(No. 416)

発行年月日：2020年6月19日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、6月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 特許法一部改正法律

### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、融合・複合型の新商品取引実態調査の結果発表
- 2-2 知的財産（IP）取引市場の活性化、民間と公共が共同で乗り出す！
- 2-3 特許庁・KT・KT協力会社間、営業秘密保護MOUを締結
- 2-4 特許庁、大韓弁理士会と提携して相互協力策について協議
- 2-5 ポストコロナ時代をリードする、イノベーションに満ちたアイデアを公募
- 2-6 ロシア-新北方進出企業に向けたオンラインセミナーを開催
- 2-7 中堅企業の特許手数料減免の手続きを大幅に改善
- 2-8 未来競争力で優位に立つためには、大規模な半導体素材分野の優秀人材育成が必要

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 人気番組、すでに商標出願完了
- 4-2 新型コロナウイルスにより、地上波・映画館の代わりにOTTが人気

### その他一般

- 5-1 第四次産業革命のビッグデータ、ストレージクラスメモリが解決する
- 5-2 新型コロナウイルスの診断技術、わずか4ヵ月で40件の特許出願
- 5-3 地震被害、揺れを抑制して備える

## 法律、制度関連

### 1-1 特許法一部改正法律

電子官報 (2020.6.9.)

国会で成立した特許法一部改正法律を公布する。

大統領 文在寅 (ムン・ジェイン)

2020年6月9日

法律第17422号

### 特許法一部改正法律

特許法一部を次のとおり改正する。

第128条第2項を次のとおりにし、同条の第3項を削除する。

②第1項により損害賠償を請求する場合、その権利を侵害した者がその侵害行為を行うようにした物を譲渡した際には、次の各号に該当する金額の合計額を特許権者又は専用実施権者が受けた被害額にすることができる。

1. その物の譲渡数量（特許権者又は専用実施権者がその侵害行為以外の事由で販売できなかった事情がある場合には、その侵害行為以外の事由で販売できなかった数量を差し引いた数量）のうち、特許権者又は専用実施権者が生産できた物の数量から実際に販売した物の数量を引いた数を超えない数量に、特許権者又は専用実施権者が、その侵害行為がなかった場合、販売できた物の単位数量当たりの利益額を掛けた金額
2. その物の譲渡数量のうち、特許権者又は専用実施権者が生産できた物の数量から、実際に販売した物の数量を引いた数量を超える数量、又はその侵害行為以外の事由で販売できなかった数量がある場合、これらの数量（特許権者又は専用実施権者がその特許権者の特許権に対する専用実施権の設定、通常実施権の許諾又はその専用実施権者の専用実施権に対する通常実施権の許諾をすることができたと認められない場合には、該当数量を差し引いた数量）に対しては、特許発明の実施について合理的に受けることができる金額

### 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（損害賠償請求権に関する適用例）第128条の改正規定は、この法律の施行後最初に損害賠償が請求された場合から適用する。

## <改正理由及び主要内容>

特許制度は、最初の発明の特許権で保護することにより他人の実施を制限し、特許権者には該当の特許権から発生する実施料等の利益を享受できるようにして産業発展を誘導するとともに、特許権が侵害された場合には損害賠償制度を通じて特許権者が被った損害を補填するようにして特許権侵害行為を抑制していることを考慮し、損害賠償が適正な水準に算定されることで、特許権者の権利が保護されるように関連規定を整備するためである。

### 関係機関の動き

#### 2-1 特許庁、融合・複合型の新商品取引実態調査の結果発表

韓国特許庁 (2020. 6. 2.)

仮想現実を実現するロボットの商標出願、2019年に31倍増加

#1 英国南部の「ヘイスティングスコンテンポラリー (Hastings Contemporary)」博物館は、新型コロナウイルスの影響により閉館したギャラリーを見て回れるように、「ダブル (Double)」というテレプレゼンスロボット (telepresence robot) サービスの提供を開始し、家の中でも快適に芸術作品を鑑賞することができるようにした。

#2 米国で最初の新型コロナウイルス感染者を診断したメディカルセンターは、「ビーチ (Vici)」というテレプレゼンスロボットを活用して患者の状態を検診した。医療スタッフは、患者と直接対面せずにタブレットを利用した映像でコミュニケーションを行った。

韓国特許庁は第四次産業革命の本格化に備え、急変する産業社会における商品のトレンドを把握するために、「融合・複合型の新商品取引実態調査の結果」を発表した。

当調査によると、事例で紹介したテレプレゼンスロボット関連の商標出願が著しく増加していることが明らかになった。

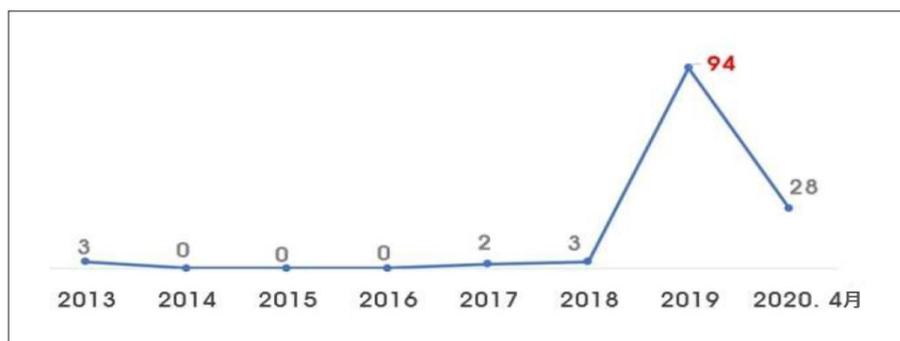
テレプレゼンスロボットは、遠くにいる人が目の前にいるかのように見える仮想現実を実現するロボットであり、韓国国内では2013年に初めて関連商標が出願され、2018年までの出願件数は8件に過ぎなかった。しかし、2019年から2020年4月まで122件が出願され、全体の出願件数の93.8%を占めた。[図1]

また、第四次産業革命関連商品に属する分類である、第9類電気および科学機器、第42類コンピュータおよび科学技術サービス業の出願件数も2018年から急激に増加していることが分かった。[図2、図3]

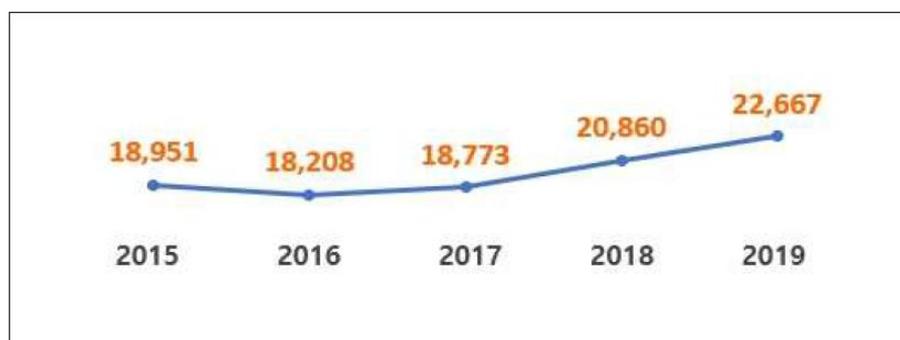
特許庁の商標デザイン審査局長は、「韓国企業も多様な融合・複合型の新商品を迅速に発売し、第四次産業革命の時代をリードしていくことを期待している」とし、「商標出願は、商品計画の必須過程であるため、商品発売の前に必ず商標権を取得して商標権紛争を事前に遮断することを推奨している」と述べた。

一方、今回の調査は、商品およびサービス業分類の国際基準であるニース（NICE）国際商品分類から第四次産業革命に関する融合・複合型の新商品の50商品を選定し、そのイメージ、定義、属性、生産者、販売者および需要者などを対象に行われた調査である。

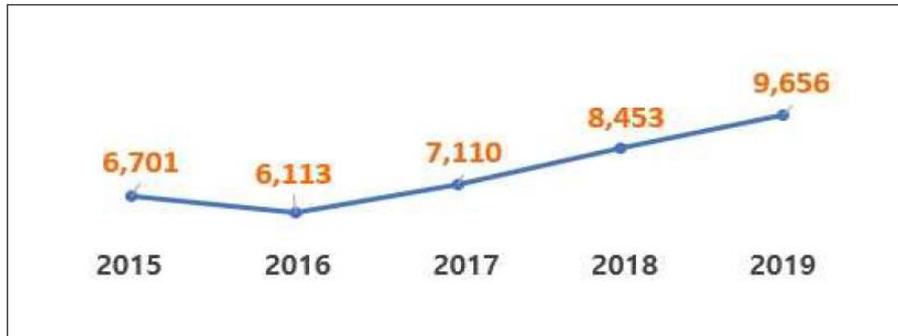
[図1] テレプレゼンスロボットのイメージおよび商標出願の推移



[図2] 第9類電気機器、科学機器の出願推移



[図 3] 第 42 類コンピュータおよび科学技術サービス業の出願推移



## 2-2 知的財産 (IP) 取引市場の活性化、民間と公共が共同で乗り出す！

韓国特許庁 (2020. 6. 4.)

特許庁、2025 年まで計 36 の民間 IP 専門取引機関を集中的に育成する計画  
韓国発明振興会、6 ヶ所の民間知的財産取引機関と業務協約を締結

韓国特許庁は、韓国の知的財産 (IP) 取引市場を活性化するために、民間と公共が共同で行う「官民協力型の知的財産取引プラットフォーム事業」(以下、IP 取引プラットフォーム事業) を推進すると発表した。

それにより、6 月 4 日 (木曜) の午前 11 時に政府大田庁舎で IP 取引プラットフォーム事業の発足式を行い、この事業を主管する韓国発明振興会とそれに参加する 6 ヶ所の民間 IP 取引機関が業務協約を締結する。

「IP 取引プラットフォーム事業」は、知的財産取引分野の専門機関である知識財産取引所 (韓国発明振興会所属) が IP 取引の全過程を、民間取引機関と共同で進めながら、知識財産取引所の取引専門知識とノウハウを、参加する民間機関に伝える民間 IP 取引専門機関の育成プログラムである。

IP 取引プラットフォーム事業は、2020 年に 6 ヶ所の民間取引機関の育成からスタートし、段階的に拡大していき、2025 年までに計 36 ヶ所の専門取引機関を育成する予定である。

事業に参加する民間機関は、IP 取引の全過程 (※) において、取引段階別に知識財産取引所のさまざまな経験とノウハウを学べるだけでなく、プラットフォーム内で IP 取引のための有料情報システムサービスを無料で利用できる。

※IP 導入希望企業の発掘→供給 IP とマッチング→取引交渉→取引締結→後続で事業化を支援

また、IP 取引契約書の作成など契約関連の法律や会計サービスの提供も受けることができ、IP 取引分野で公信力のある知識財産取引所のブランドも共同使用できる優遇も受けられる。

特許庁は 2019 年、民間取引機関の 2 社を選定して 2 ヶ月（11～12 月）間、プラットフォーム事業をテスト運営し、その結果 2019 年には全体の民間 IP 取引機関当たり年間の IP 取引契約件数が 9.7 件に過ぎなかったが、参加取引機関当たり IP 取引契約件数は年間基準で 45 件に至り、事業が IP 取引の活性化に有効であることが明らかになった。

韓国国内での IP 取引市場は、2019 年に全体取引機関の 133 ヶ所のうち、民間取引機関が 97 件でその割合は約 73%になるが、実際の取引の中で、民間取引機関による取引割合は約 22%（※）に過ぎなかったため、ほとんどが公共取引機関を中心に進められている状況である。

※民間取引機関の契約件数/全体取引機関の契約件数：937 件/ 4,338 件（2019 年 韓国産業技術振興院）

これは、民間取引機関の IP 取引分野における専門知識の不足、IP 取引が成立する際に合理的な仲介手数料体系の不備、取引のために技術へのニーズのある企業発掘の難しさなどによるものと分析される。

今回の IP 取引プラットフォーム事業が施行されれば、参加する民間機関は知識財産取引所の取引ノウハウとネットワークを活用して IP 需要の発掘がより容易になり、IP 取引プラットフォームで IP 取引をする際に公正な仲介手数料を受け取ることができ、IP を導入した企業の後続出願と事業化に関する後続収益創出の機会も得られるようになり、今後自立力を備えた民間 IP 専門企業として成長するのに役立つと期待している。

特許庁の産業財産政策局長は、「研究開発などで創出された知的財産は、市場で取引されて活用する際に、その成果が広がって価値を現実化できる」とし、「今後、民間が主導する積極的な知的財産取引市場が作られるように、特許庁は、さまざまな政策的支援に取り組んでいきたい」と述べた。

[官民協力型の知的財産取引プラットフォームの構想図]



2-3 特許庁・KT・KT 協力会社間、営業秘密保護の MOU を締結

韓国特許庁 (2020. 6. 10.)

特許庁、KT と連携し協力会社の営業秘密保護を支援

- ・韓国における技術流出の被害は、年間 50 兆ウォン (2019 年、韓国産業技術保護協会) で中小企業約 4,700 社の年間売上高に匹敵する。
- ・ここ 5 年間の産業技術および営業秘密流出事件 580 件のうち、海外流出が 71 件 (2019 年、警察庁) に達しており、海外に流出された技術は、半導体、ディスプレイ、通信分野に関する技術流出の被害が大きい状況である。
- ・2018 年に検察庁に受け付けられた不正競争行為および営業秘密侵害事件は、前年に比べ 121% 増加した 484 件に達している。
- ・大企業と中小協力会社間、相互の営業秘密を尊重するきっかけが必要。

韓国特許庁は、6 月 10 日 (水曜) 午前 10 時 30 分に KT 光化門社屋で大企業と協力会社間の営業秘密保護体系の構築および技術を相互尊重する文化を定着させるため、KT と KT 協力会社間 (※) で業務協約を締結した。

※協力会社の代表：ハイテック、DKI テクノロジー

今回の業務協約は、協力会社の技術保護のために、特許庁からの体系的な支援と大企業自らの共存協約締結を通じて、大・中小企業間の営業秘密保護の文化を定着させる最初の事例である。

具体的には、

- ・KT は、協力会社の営業秘密・技術保護に力を入れ、協力会社の営業秘密の管理体系を構築することに協力し、

- ・KT 協力会社は、自社の経営環境に応じて営業秘密の保護体系を構築し、協力会社の営業秘密の流出を防止し、
- ・特許庁は、KT の中小協力会社が営業秘密の保護体系を構築する際、それを支援するという内容などを含めている。

特許庁は、今回の業務協約を契機に、大企業（中堅企業）と中小協力会社間の営業秘密保護の文化を定着させるために、他の大・中堅企業および協力会社との業務協約を拡大していく予定である。

特許庁長は、「今回の業務協約をきっかけに、大企業と協力会社がお互いに営業秘密を保護し、秘密管理体系を確実に構築し、技術が流出されても法的保護を受けられない事例が発生しないことを願っている」と述べた。

KT の代表は、「KT は 2012 年から協力会社の技術情報および営業秘密の保護活動を続けており、今回の特許庁との協約により、協力会社の営業秘密保護に対する認識が社内に定着されるきっかけになると思っている」とコメントした。

KT 協力会社であるハイテック社の社長は、「今回の業務協約を社内の営業秘密保護に対する認識を高めるきっかけにして、当社の営業秘密だけでなく、KT など協力会社の営業秘密も競合会社に流出されないように努力する」と述べた。

#### 2-4 特許庁、大韓弁理士会と提携して相互協力策について協議

韓国特許庁（2020.6.11.）

公正かつ透明な審査・審判行政に向けた審査・審判官および弁理士倫理綱領の制定・改正

韓国特許庁は、大韓弁理士会と「公正かつ透明な審査・審判行政に向けた懇談会」を 6 月 11 日の午後 2 時にソウルの大韓弁理士会館で開催した。

今回の懇談会は、公正かつ透明な審査・審判行政に向けて審査・審判官および弁理士倫理綱領の制定・改正などを行うために開催された。

具体的には、

- ・審査や審判事件処理の進行状況などのリアルタイムでのカカオトーク・携帯メール・Eメールサービスの拡大

- ・「職務関連事件の代理人など紹介禁止」の規定を新設する行動綱領の制定・改正
- ・「親密な間柄などの影響力行使の禁止」に関する弁理士倫理規定の強化策

などが議論され、具体的な実践方案は、今後の定例的なコミュニケーションを通じて設けていく計画である。

特許庁次長は、「審査・審判手続の透明性が公正な審査・審判の重要な要素」であると述べ、「大韓弁理士会との相互協力を通じて、国民目線に立って、公正で信頼できる特許庁になるように最善を尽くしたい」とコメントした。

## 2-5 ポストコロナ時代をリードする、イノベーションに満ちたアイデアを公募

韓国特許庁 (2020. 6. 15.)

あなたのアイデア、企業イノベーションの主役になれます

韓国特許庁は、国民のクリエイティブなアイデアが企業のイノベーションや雇用創出に活用され、ポストコロナ時代の開拓・先導に貢献できるように、国民と企業間のアイデア取引を支援する「イノベーション・アイデア公募展」を開催すると発表した。

特許庁は、アイデアが幅広い範囲で活用できる環境を造成するため、2020年から公募展の方式でアイデア取引をサポートしており、2020年4月に開催した「生活イノベーションのアイデア公募展」に続き、今回が2回目の公募展である。

「企業課題部門」と「自由部門」に分かれて行われる今回の公募展は、6月15日（月曜）から7月3日（金曜）まで、国民であれば誰でも申し込むことができ、申し込み方法はアイデアと一緒に参加申請書を作成して電子メール（iptnt@kipa.org）で提出すればよい。

「企業課題部門」は、国民のアイデアを受け入れようとする企業が集まり、各企業が必要とするアイデアを課題として提示し、課題解決のために提案されたアイデアは、その課題を出題した企業の検討を経て取引につながる方式である。

特に今回は、前回の公募展でマスク、健康食品に関するアイデアを採択して現在、アイデア取引を進めている会社である Miro と Hurum が今回も参加した。これらの会社は国民からの新たなアイデアを検討する予定である。他にもさまざまな分野の企業が（※）参加して、多様な課題を提示する計画であり、新型コロナウイルス関連の感染症予防・克服に向けた「衛生・防疫分野」だけでなく、「非対面分野」、「環境にやさしい分野」など

韓国版ニューディールの二つの柱である「デジタル・ニューディール」と「グリーン・ニューディール」に当たる課題も含まれている。

※参加企業（14社）：Hurum、J.me International、Miro、YGF、PayCheck、SOLUGATE、Kims AD、サイ情報通信、PLT、バルン食品トレー、クリエイターズホット、アルロブ流通、Bemine14

これとは別に、ニーズのある企業が特定されていない状態で行われる「自由部門」は、多彩な新製品・新事業アイデアの提案を受けて適合する企業とマッチングし、アイデア取引を仲介する方式である。一次的には、今回公募展に参加した企業と連携し、取引されなかったアイデアに対しては、他のニーズのある企業を発掘してマッチングする予定である。

今回開かれた公募展に提案されたアイデアの購買を希望する企業は、アイデアの提案者に適切な取引の代価を支払わなければならない、特許庁は提案されたアイデアが、より多くの企業で活用されるようにアイデアを購入した企業に所定の取引支援金を提供する計画である。さらに、アイデア取引とは別途で、実現可能性（具体性）、事業性などが高い優秀なアイデアについては、賞と賞金を与える予定である。

特許庁長は、「第四次産業革命時代においてアイデアが非常に重要な要素である」とし、「低迷している企業の経営を活性化させ、ポストコロナ時代をリードすることに、国民のアイデアが大きな役割を果たせると期待している」と述べた。

詳細な内容については、韓国発明振興会のウェブサイト（[www.kipa.org](http://www.kipa.org)）、またはIP-Market（[www.ipmarket.or.kr](http://www.ipmarket.or.kr)）で確認でき、その他のお問い合わせは、韓国発明振興会の知識財産取引所（+82-2-3459-2728、2809）にお問い合わせすることができる。

## 2-6 ロシア-新北方進出企業に向けたオンラインセミナーを開催

韓国特許庁（2020.6.15.）

特許庁・韓国貿易協会の共同開催  
新型コロナウイルスにも関わらず、  
海外に進出する韓国企業の知財権能力強化に向けた活動を続ける

韓国特許庁と韓国貿易協会は、「ロシア-新北方進出企業の知財権に対する能力向上に向けたオンラインセミナー」を6月15日（月曜）に開催した。特許庁と韓国貿易協会は2019年に業務協約を締結し、輸出企業の知財権を保護するための協力を続けている。

今回のオンラインセミナーは、新型コロナウイルスの状況のなかで、特にロシア-新北方地域に進出する韓国企業の知財権能力を向上させるために、両機関が協力して開催するものである。セミナーは新型コロナウイルスの影響により非対面で行われ、録画した映像をYouTubeチャンネルにアップロードしており、韓国貿易協会のYouTubeチャンネルでいつでも視聴することができる。

セミナーの講演者としては、韓国知識財産保護院のソン・ジョンウン弁理士、大韓貿易投資振興公社（KOTRA）のイ・ヨングン課長、韓国特許戦略開発院のキム・ジュファンチーム長、イルムリオン戦略コンサルティングのチョ・ヒョンギ弁理士が参加し、国際知財権紛争への対応戦略およびIP-DESK支援事業、IP R&D支援事業など、知財権に関連する支援事業と知財権紛争の相談事例を紹介した。それと共に、申し込んだ企業を対象に、知財権関連の1:1オンライン相談を行い、各企業のニーズに合わせた相談を提供する予定である。

特許庁長は、「新型コロナウイルスの状況にも負けず、今回のオンラインセミナーのような方法を活用して、海外に進出する韓国企業の知財権を保護するため、これからも持続的に取り組んで行く」とし、「海外に進出する韓国の国民と企業の知的財産権を保護し、最終的には、韓国企業の商品が十分に保護されるよう積極的に支援していきたい」と意志を表明した。

## 2-7 中堅企業の特許手数料減免の手続きを大幅に改善

韓国特許庁（2020.6.15.）

### 減免申請・証明書類の提出なしに自動的に手数料減免

韓国特許庁は、中堅企業が特許権、実用新案、デザインの出願料、登録料などをより簡単に減免を受けられるように、中堅企業の手数料減免制度を大幅に改善し施行したと6月15日発表した。

特許庁は現在、中堅企業の出願料、審査請求料、最初9年分の特許料などについて30%の減免優遇を提供している。

これまでの中堅企業は、手数料の減免を受けるため、出願料、登録料など手数料の納付する段階ごとに毎回減免申請をし、中堅企業であることを証明する書類を産業通商資源部（中堅企業連合会）などから発給を受けて提出しなければならないという複雑さがあった。

特許庁は、このような中堅企業の不便を解消するため、産業通商資源部と中堅企業のDBを連携・活用する方策を講じ、それに基づいて特許庁の職員が直接システムで中堅企業か否かを確認して手数料を減免するように改善した。

今回の制度改善に基づいて中堅企業は、別途の証明書類を提出しなくても、又は制度を知らず減免申請をしなくても自動的に手数料減免制度の優遇を受けることができるため、証明書類の発給・提出にかかる時間とコストを節約できると期待している。

さらに、証明書類未提出や誤提出により特許手続きが遅れることを事前に防止でき、中堅企業の速やかな特許権の確保も可能になった。

特許庁の情報顧客支援局長は、「韓国の中堅企業による特許・デザイン出願および登録件数は、年間4万件を超える。企業が複雑で面倒な行政手続きを行わずに、本来の知財創出活動に集中できるよう、関連システムを継続的に改善していく計画である」と述べた。

[添付] 中堅企業の特許手数料減免に関する参考資料

・中堅企業に対する減免率（特許料などの徴収規則第7条）

減免率	減免対象の手数料	要件
30%減免	- 出願料 - 審査請求料 - 最初の3年分の知的財産(特許・実用新案・デザイン)登録料 - 4～9年分の知的財産登録料	中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法第2条第1号による中堅企業

・直近3年間の中堅企業の出願・登録現況



2-8 未来競争力で優位に立つためには、大規模な半導体素材分野の優秀人材育成が必要

韓国特許庁 (2020. 6. 15.)

**#1** 韓国国内の半導体メーカーにフッ化水素を供給していた Soulbrain は、2019年7月、日本の対韓輸出規制により大きな打撃を受けた。顧客社への納品に支障が生じると、国内の半導体産業全般に危機を及ぼす状況になりかねない。幸いに、Soulbrain は2020年1月に、政府支援と独自の技術力で12N以上の液体フッ化水素の大量生産および国産化に成功して滞りなく供給することができた。

**#2** LG化学は2020年の第1四半期に、グローバル電気自動車のバッテリー市場で世界1位を占めた。「カーボンナノチューブ (CNT)」は、電気・熱伝導率が銅と同じ水準であり、強度は鉄鋼の100倍に達する夢の新素材としてバッテリー、半導体、航空機胴体などに使用される。LG化学は2021年第1四半期までにCNTの生産能力を3倍以上強化し、グローバル電気自動車のバッテリー市場の先頭に立つ計画である。

日本の対韓輸出規制から7ヵ月経った時点で、12N (12nine) 以上の液体フッ化水素の大量生産および国産化に成功した Soulbrain と、2020年の第1四半期にグローバル電気自動車のバッテリー市場で27%シェアを占めて世界1位になった LG化学は、両社とも素材分野で先頭を走っている素材開発の中心企業である。

全産業の基礎になる素材部門からイノベーションを強化することで、韓国国内の産業全体における競争力を引き上げられるという意見が台頭し、それに関連するフォーラムが開催され、注目を集めた。

韓国特許庁の素材技術研究会は6月15日の午後2時に、政府大田庁舎でパク・ボムケ国会議員と「知的財産と共に、大韓民国の素材イノベーション能力強化に向けた戦略フォーラム」を開催した。

議題の発表者であるソウル大学材料工学部の教授は、半導体素材分野における優秀人材の大規模な育成を通じた超・格差の維持および新・格差の創出こそ、韓国が生き残る方法であると強調し、長期的な観点から基盤技術の確保に向けた投資と技術を重視する社会的な雰囲気を確立する必要があると述べた。

パネルディスカッションでは、素材開発、新素材の開発、インフラ構築など、幅広い分野で素材のイノベーションに向けた専門家の提言（※）が行われた。

※

- ・素材部品の国産化に向けた韓国企業の R&D および設備投資が成功するよう継続的な支援が必要
- ・次世代フォトレジストの開発と安定した生産に向けた技術開発および人材育成への支援が必要
- ・効率的な新素材を開発するための素材データ DB を構築し活用
- ・顧客価値創出のために差別化した技術で製品の構造高度化および将来市場への準備
- ・新素材の評価および測定体系の構築、多目的放射光加速器の構築など、素材開発に向けたインフラ構築
- ・特許ビッグデータを活用した、緻密な特許ネットワークの構築など

パク・ボムケ国会議員は、「全産業の基礎となる素材分野でイノベーションを起こすためにフォーラムを主催した」とし、「大田・忠清圏所在の、半導体・ディスプレイ、バッテリーの核心素材企業、清州に建設する予定の放射光加速器、大田に設置する『素材イノベーションプラットフォームセンター』を三つの軸とし、素材イノベーションを加速化するように積極的に支援する」と述べた。

特許庁長は、「特許ビッグデータは、全世界の産業トレンドを把握することはもちろん、将来の有望な技術も予測できる資料である」とし、「6月18日に開所する AI 基盤の『国家特許ビッグデータセンター』は、知財基盤の素材イノベーションをサポートすることに大きな役割を果たすはずだ」と述べた。

今回のフォーラムには、Soulbrain、Dongjin Semichem、PI 先端素材、LG 化学、韓国化学研究院、韓国標準科学研究院、基礎科学研究院、韓国基礎科学支援研究院、韓国産業技術評価管理院など、素材イノベーション企業と関連機関が参加した。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 人気番組、すでに商標出願完了

韓国特許庁（2020.6.1）

話題の芸能番組、ドラマのタイトルに対する商標確保により事業領域を拡大

最近、人気のある芸能番組やドラマなどの放送事業に関連する商標出願が増加している。

韓国特許庁は、2015年に194件に過ぎなかったテレビ番組関連の商標出願が、2019年には647件で3倍以上増加したと発表した。

年度別の放送関連事業者の商標出願件数は、2015年の194件から2016年の301件（55.1%）、2017年の445件（47.8%）、2018年の653件（46.7%）で、毎年大幅に増加しており、2019年には647件（-0.9%）で少し減少したものの、依然として出願件数を維持していることが分かった。



特記すべき点は、放送業者が芸能やドラマ関連番組の名称などをテレビ放送前に商標出願するという点である。2020年3月に視聴率16.5%を記録したドラマ「梨泰院クラス」は、放送6ヵ月前に「ダンバム屋台」という商標が出願されており、最近視聴率14.1%

を達成して放送終了した、「賢い医師生活」のドラマタイトルも放送1ヵ月前に商標出願された。

放送事業関連の商標出願が増加したのは、商標権の重要性がますます高まっているためであると把握している。まず、番組の企画段階から、他者の商標権確保を防ぎ、人気プログラムのフレンドリーな名称にただ乗りして利益を得ようとする者の出願を事前に遮断するためである。また、韓流ブームに加え、放送業者のグローバル市場拡大のためにも必要なものと判断している。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「大衆に広く知られている番組を対象にして第三者が商標出願をした事例がある」とし、「韓国国内だけでなく、グローバル市場で使う予定の番組名について事前に商標出願し、商標権を確保しておく必要がある」と述べた。

#### 4-2 新型コロナウイルスにより、地上波・映画館の代わりにOTTが人気

韓国特許庁 (2020. 6. 8)

ここ5年間のOTTサービス関連の商標出願が大幅に増加

新型コロナウイルスのため、在宅勤務をしている30代の会社員A氏は、映画館に行かずにネットフリックスで映画を観て、見逃してしまったドラマを視聴する。学校に行けなくなった大学生のB氏は、YouTubeで1人のクリエイターが放送するチャンネルを視聴し、IP放送で英語講座を受講、新型コロナウイルスの危機を賢く乗り越えている。時間と場所を問わず、必要なコンテンツを提供するOTT (Over the Top) サービスが新型コロナウイルスによる非対面文化の拡散とともに人気を集め、OTT商標出願も最近著しく増加していることが分かった。

※OTT (Over the Top) : 「セットトップボックスを飛び越えて」という意味を持っているが、インターネットで番組、映画、教育などの各種メディアコンテンツを提供するTVサービスを包括する意味で使われている

韓国特許庁によると、OTTサービス業の商標出願が2015年の1,777件から2019年の3,735件へと2倍以上大幅に増加しており、ここ5年間(2015~2019年)の年平均の増加率は、約21%となった。

※OTT サービス業（38 類）：インターネットを利用するストリーミングサービス業、オンラインコンテンツの送受信のためのデジタルファイル配信業、インターネットを利用した動画の提供業/配信業/ストリーミング業、ビデオオンデマンド配信業など

※※ここ 5 年間の商標出願、OTT 統計は多類（多区分）の商標基準

特に、2020 年 1 月から 4 月まで、新型コロナウイルスによる経済低迷により全体の商標出願は、2019 年同期の 99,090 件に比べ 3.3%減少したが、OTT サービス業の商標出願は、1,125 件から 1,740 件に 54.6%も増加したことが分かった。



ここ 5 年間、経済主体別における OTT サービス業商標出願の割合を見ると、中小・中堅企業が 46%、個人 32.3%、大企業 11.4%、海外出願 7.1%、その他 2.5%の順であり、中小企業と個人が高い割合を見せている。

WAVVE、WATCHA PLAY、POOQ など、韓国の OTT 企業の商標出願が目立つが、2015 年の 1,158 件から 2019 年の 1,893 件に増え、全体の OTT サービス業の商標出願件数（13,687 件）の 55.9%を占めた。ネットフリックスを中心とする海外企業も顧客になじみのあるディズニーチャンネル・Apple TV・HBO（米国）、LeTV・IQIYI（中国）などに商標を出願したことが分かった。

個人の場合に、最近、AFRICA TV（韓国）や YouTube などを活用した 1 人クリエイターのブームにより、OTT サービス業関連の商標出願（2015 年 458 件→2019 年 1,545 件）につながったものと判断される。

また、OTT サービス業に対する商標出願とともに、関連するソフトウェア、モバイルアプリの商品などに対する出願も同じく、2015 年 1,754 件から 2019 年 3,222 件へと増加傾向を見せている。

※OTT サービスサポートの関連商品やサービス業：ストリーミングデバイス用のコンピュータソフトウェア、マルチメディアコンテンツの配信および放送用コンピュータソフトウェア（9類）、マルチメディアコンテンツの処理および分配のためのソフトウェア開発業・提供業（42類）など

このような傾向は、OTT サービスのプロバイダーが OTT 技術に関する商品の重要性を認識し、サービス業と商品を同時に商標として確保しようとするためであると分析される。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「5G サービスの拡大、新型コロナウイルスによる非対面生活の拡大などにより、OTT サービス市場がさらに成長し、それに基づく OTT 関連の商標出願も増加すると見込んでいる」とし、「OTT 事業を始める前に、事前に使用する商標を関連サービス業と商品に対する出願を行い、商標紛争の被害を防ぐ細心な戦略が必要である」と述べた。

## その他一般

### 5-1 第四次産業革命のビッグデータ、ストレージクラスメモリが解決する

韓国特許庁（2020.6.8.）

#### ストレージクラスメモリ関連の特許出願が活発

第四次産業革命を迎え、データを迅速かつ安全に処理する技術が注目を集めている中、既存の DRAM(Dynamic Random Access Memory) とフラッシュメモリの長所のみを組み合わせたストレージクラスメモリ（注 1）関連技術の開発が活発に行われていることが分かった。最近脚光を浴びているストレージクラスメモリは、データ処理速度が DRAM と同じ水準であり、電源供給が中断されても、データが消えないという優秀性があるため、システム速度を 10 倍以上速く改善できると言われている。

このようなストレージクラスメモリを活用して、人工知能、ビッグデータ、モノのインターネットなどの商用化とともに、急増するデータトラフィックをより迅速かつ効率的に処理できると期待している。

ちなみに PC、スマートフォンなどで使用されるメモリは、主記憶装置の DRAM と補助記憶装置であるフラッシュメモリで確実に分けられていた。

DRAM は、データ処理速度は速いが、電源供給が中断されると、データが消えるという欠点がある反面、フラッシュメモリは、DRAM と反対の特性を持っている。

韓国特許庁によると、ここ 5 年間 (2014~2018) のストレージクラスメモリ関連出願は、年平均 46 件であり、その前の 5 年間 (2009~2013) の年平均出願件数である 11 件に比べて 4 倍以上増加したことが分かった。

詳細な技術別の特許出願動向を見ると、ストレージクラスメモリを主記憶装置として使用する技術 (58%) が最も多く、ストレージクラスメモリを補助記憶装置として使用する技術 (19%)、主記憶装置と補助記憶装置の処理速度の差によるボトルネック現象を改善するために、ストレージクラスメモリをキャッシュメモリとして使用する技術 (17%) の順で調査された。

ここ 10 年間、出願人別の特許出願動向を見ると、メモリ半導体技術の特性上、企業および大学・研究所が大半 (99%) を占めているが、主要出願人として、サムスン電子 (29%)、SK ハイニックス (19%)、インテル (16%)、マイクロン (10%) の順となっている。

サムスン電子と SK ハイニックスは既存の DRAM 分野で蓄積してきた技術的な優位性のもとに、ストレージクラスメモリを主記憶装置として活用する手法について興味を持っているが、米国のインテルはマイクロンと共同開発した不揮発性メモリ技術である 3DXpoint (注 2) を活用し、主記憶装置と補助記憶装置のデータ処理速度の差によるボトルネックを改善する研究に重点を置いている。

特許庁の電子部品審査課長は、「DRAM およびフラッシュメモリのマーケットシェアにおいて世界第 1 位である韓国にとって、ストレージクラスメモリの登場は危機かもしれない」とし、「このような危機をチャンスに変えるためには、ストレージクラスメモリに関連する技術動向の分析および研究開発を継続する必要がある」と述べた。

注 1 ストレージクラスメモリ (Storage Class Memory) : フラッシュメモリのように、不揮発性メモリの属性を提供しながら、DRAM のように Byte 単位でランダムアクセスをサポートするメモリである。

注 2 3DXPoint : インテルとマイクロンが 2015 年 7 月に発表した不揮発性メモリ技術で電気抵抗を利用して、ビット単位でのアドレスが可能であるとされている。

## 5-2 新型コロナウイルスの診断技術、わずか4ヵ月で40件の特許出願

韓国特許庁 (2020. 6. 11.)

K-防疫をリードする、新型コロナウイルス診断技術の特許出願が急増

K-防疫をリードしている新型コロナウイルス診断技術の特許出願が急増している。韓国特許庁によると、新型コロナウイルス診断技術は、2020年2月に初めて特許出願（国軍医務司令部が4月に登録）されて以来、4ヵ月で40件が出願されたと把握している。

これはSARS（重症急性呼吸器症候群）（2002年発生、18年間で19件出願）やMERS（中東呼吸器症候群）（2013年発生、7年間で32件出願）のような呼吸器ウイルスが流行した時と比べると、短期間に高い増加率を示したものである。

このような傾向は、パンデミックによる世界的な需要の急増とK-防疫に対する信頼度の向上、承認手続きの迅速化および国際標準化などを含めた積極的な支援政策が技術開発を促進したと分析している。

特許庁に出願された新型コロナウイルス診断技術は、技術別に大きく分子診断法（22件）と免疫診断法（18件）に分類される。

分子診断法（22件）				免疫診断法（18件）	
リアルタイム RT-PCR 法	リアルタイム 等温増幅法	バイオマーカー 診断法	ゲノム編集 診断法	抗原検出法	抗体検出法
7件	8件	3件	4件	16件	2件

分子診断法は、新型コロナウイルスの遺伝子を増幅させて検出する方法であり、「リアルタイム RT-PCR 法」、「リアルタイム等温増幅法」と「バイオマーカー診断法」などの従来の技術と最近の商用化されている「ゲノム編集診断法」に区分される。

免疫診断法は、新型コロナウイルスの抗原または人体の抗体を検出する方法で区分される。30分以内に迅速な診断が可能であるが、分子診断法に比べて精度が低い可能性がある。

40件の特許出願を出願主体別に区別すると、政府機関および政府出捐研究機関が6件、大学が12件、企業が17件、個人が5件である。

[出願主体別の特許出願件数]

区分		2020.2	2020.3	2020.4	2020.5
政府機関および政府出捐研究機関	6件	1	1	3	1
大学	12件		2	10	
企業	17件	3	6	7	1
個人	5件			1	4
<b>特許出願計</b>	<b>40件</b>	<b>4</b>	<b>9</b>	<b>21</b>	<b>6</b>

そのうち10件余りの出願は、国家研究開発事業の支援を受けた出願であると把握している。第1号登録特許である国軍医務司令部の診断技術は、すでに多数の企業に技術移転され、その後登録された2件の国立大（忠北大）の出願も、その権利が企業に移転されるなど、特許技術移転および事業化事例が続いている。

多くの専門家は、2020年秋以降、新型コロナウイルスの2次大流行を予測している。

特許庁のバイオヘルスケア審査課長は、「既存の診断法の精度（感度・特異度）と検出速度を高めた技術に加えて、多数の呼吸器感染症ウイルスを一回で検査して選別する、鑑別診断技術の特許が出願されると予想している」とし、「関連分野の特許出願について、迅速かつ正確な審査だけでなく、主要な感染症の診断技術に対する産業・特許動向分析を提供して、韓国企業の『K-防疫』技術の開発を積極的に支援する」と述べた。

### 5-3 地震被害、揺れを抑制して備える

韓国特許庁（2020.6.15.）

#### 慶州・浦項での地震以降、免震関連の特許出願が活発

韓国気象庁の観測以来、最大規模を記録した慶州・浦項での地震以降、小規模地震の発生頻度が増加している。特に全羅南道の海南では、4月26日から1ヵ月間で地震が75回観測された。このような状況では、地震の防災技術への関心が高まるのは当然である。長い間、地震防災技術の主流は「耐震設計」であった。文字通り地震に耐えられるように建築物を頑丈に建てることである。しかし、1995年に発生した神戸地震では、耐震基準を満たしている建物の中で、約8%が破壊された。その後、地震に対抗するより柔軟に対応することを目的とする「免震設計（※）」が耐震設計の代案として注目されるようになった。

※免震設計：建物と地盤の間に別の構造物を設置して地面の揺れが建物に伝達されないよう低減する設計

韓国特許庁は最近、免震技術の特許出願が活発に行われていると発表した。

免震関連の出願は、大きな地震が発生した後に急増すると把握しており、東日本大震災が発生した2011年に32件で頂点を取ってから減少傾向を見せ、慶州地震が起きた2016年から増加し、浦項地震直後の2018年に最高水準（年間40件）を記録した。ただし、2019年から再び減少傾向に転じ、地震直後に高まった関心が長続きしないことが分かった。

最高値を記録したのは鼓舞的なことであるが、持続的な関心と研究が、技術の進歩に不可欠な要素であるという点では、残念な部分である。

一方、韓国初の免震技術の出願は1988年、日本のS社が出願した「周囲拘束型の免震装置」であり、1990年代までは、日本などの海外からの出願が全体37%で大きな割合を占めていた。しかし、2000年代に入ってから内国人の出願が急増し、外国人の割合は6%台に減少したことで、免震技術の国内化が行われていると把握される。

また、内国人も、他国で特許権を取得するために海外に出願しているが、1990年代以前には1件に過ぎなかった海外出願が、2000年代には6件、2010年以降は11件と徐々に増加していることが分かった。ただし、同期間の全体出願の増加傾向には（12件→231件）及ばず、海外進出に対する高い関心と支援が必要である。

分野別の出願動向をみると、地盤と建物を分離する「免震支承（※）」に関する出願が87%で他の分野（※※）に比べて高い割合を占めており、細部的には地震の復元力を強化する技術とゴムの老朽化を最小限に抑えて、メンテナンスコストを削減する技術が中心になっていると調査された。

※地盤と建物を分離する免震構造の核心部

※※エネルギー散逸装置3%、施工法2%、その他の周辺技術8%

その事例として、I大学の産学協力団は形状記憶合金を使用して、地震後の永久変位の発生が防止できる「自動復元型地盤隔離免震装置」を出願・登録し、また、韓国国内の中小企業H社は品質管理を要する支承用のゴム部分を最小化した「組合型地震隔離装置」などを出願・登録している。

特許庁の住宅基盤審査課長は、「慶州と浦項で発生した 規模と同じ地震は、いつでも発生しうるという声が高まっている」とし、「今後発生する可能性の高い地震に備えて、韓国も免震技術に対する継続的な研究と施工ノウハウの蓄積が必要である」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム